

2020年6月3日

株 主 各 位

兵庫県姫路市青山北一丁目1番1号

三 相 電 機 株 式 会 社

代表取締役社長 黒 田 直 樹

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しお送りいただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月20日（土曜日） 午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市青山北一丁目1番1号
三相電機株式会社 講堂
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照下さい。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第63期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第1号議案および第2号議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（32頁から34頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.sanso-elec.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会当日、当社の役員および係員はクールビズ（ノーネクタイ）にて対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎新型コロナウイルス感染予防に関するお願いにつきまして、末尾にてご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の影響による中国経済の減速や、イギリスのEU離脱、中東情勢など、世界経済の先行きに対する不透明感を背景に、企業収益は低迷いたしました。

そうした中、年度後半に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、内外需要の減少や中国を起点とする部品供給網が寸断されるなど、経営環境は大きく変化し、景況感は大幅に悪化いたしました。

当社グループにおきましては、米中貿易摩擦や輸出制限などの政策が半導体業界の大きなリスク要因でありましたが、世界的なIT需要の底入れを受けて、半導体需要に回復の兆しが見え始めており、半導体製造装置用ポンプの受注は回復傾向にあります。

一方、産業機械用モータでは、製造業の能力増強投資や人手不足を背景とした省力化・合理化に向けた投資マインドは底堅く推移しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の冷え込みが懸念され、設備投資意欲も低調に推移いたしました。

中国市場におきましては、空調用モータの受注が堅調に推移するとともに、付加価値の高いポンプの受注拡大に努めてまいりました。一方、価格競争は依然として厳しい状態が続いており、引き続き利益確保に向けて、新規顧客や新市場開拓を進めております。

このような環境の中、生産性向上や原価低減の推進に取り組んでまいりましたが、受注減少の影響を受け、当連結会計年度の売上高は137億19百万円（前期比86.8%）、営業利益は2億45百万円（同28.6%）、経常利益は2億82百万円（同31.7%）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は1億72百万円（同26.3%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は8億30百万円であり、その主なものは機械工作設備の拡充と、金型製作であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において新たに2億円の銀行借入を行い、設備投資資金ならびに運転資金に充当しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の方社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の方社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第60期 (2017年3月期)	第61期 (2018年3月期)	第62期 (2019年3月期)	第63期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(百万円)	13,948	15,554	15,804	13,719
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	807	798	657	172
1株当たり当期純利益(円)	179.07	177.15	146.10	38.58
総資産(百万円)	15,745	16,420	16,606	15,422
純資産(百万円)	7,706	8,590	8,928	8,831
1株当たり純資産額(円)	1,710.06	1,906.57	1,997.13	1,967.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、保有する自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第60期(2017年3月期)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第62期(2019年3月期)の期首から適用しており、第61期(2018年3月期)に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
岡山三相電機株式会社	20百万円	100.0%	モータ・ポンプ製造販売
サンソー精工株式会社	10百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
新宮三相電機株式会社	10百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
株式会社岩谷電機製作所	26百万円	100.0%	ポンプ製造販売
上海三相電機有限公司	542万米ドル	100.0%	モータ・ポンプ製造販売

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって、甚大な影響を受けるであろうことは予想されますが、その内容や程度、期間などについては全く見通すことができません。

当社グループにおけるポンプの受注に影響を及ぼす半導体業界につきましては、各企業が新型コロナウイルスの感染予防対策として、在宅勤務やリモートワークの導入を加速させており、データセンターなどのインフラ需要が急速に高まるとともに、自動車や第5世代通信（5G）などへの半導体需要が拡大するものと思われれます。そのため、半導体製造装置用ポンプの受注は、ある程度の増加が見込まれます。一方、産業機械向けモータは新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明なため、企業の設備投資意欲は低調に推移するものと見込まれます。

このような環境の中で当社グループといたしましては、環境に適合したエコロジー技術の習得と製品化の取り組みを進めてまいります。更にユニット製品の市場拡大に注力し、顧客満足度の高いサービスを提供していくことに最善を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

電気機械器具（各種モータ、電動ポンプおよび電子回路応用機器）の製造ならびに販売

(6) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

当 社	本社および工場	兵庫県姫路市、兵庫県たつの市
	営業所他	東京（東京都練馬区）、名古屋（名古屋市西区）、福岡（福岡市南区）他営業所4箇所、出張所3箇所
子 会 社	岡山三相電機株式会社	岡山県赤磐市
	サンソー精工株式会社	兵庫県姫路市
	新宮三相電機株式会社	兵庫県たつの市
	株式会社岩谷電機製作所	愛知県西尾市
	上海三相電機有限公司	中国上海市

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

部 門 の 名 称	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
	名	名
製 造 部 門	434 [299]	12 (減) [19] (減)
研 究 開 発 部 門	52 [7]	4 (増) [-] (-)
営業・全社（共通）部門	116 [26]	2 (増) [1] (増)
合 計	602 [332]	6 (減) [18] (減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
名	名	歳	年
274 [79]	4 (増) [3] (減)	43.1	17.7

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	455,006千円
三 井 住 友 銀 行 (中 国) 有 限 公 司	270,600千円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	266,690千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	220,846千円
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	185,060千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 18,000,000株

② 発行済株式の総数 4,589,800株

（注）譲渡制限付株式報酬による新株発行により、発行済株式の総数は18,200株増加しております。

③ 株主数 663名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ケイアールディー株式会社	1,180	26.29
三相電機取引先持株会	664	14.79
株式会社石野製作所	343	7.65
石野一郎	193	4.31
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	167	3.72
徳永耕造	124	2.77
黒田直樹	108	2.40
黒田栄子	103	2.29
三相電機社員持株会	101	2.26
SMB Cファイナンスサービス株式会社	92	2.05

（注）当社は、自己株式を101,087株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒田直樹	上海三相電機有限公司董事長
専務取締役	小林秀嗣	営業部・生産管理部・製造部担当
常務取締役	岡本富男	統括管理部・海外関連会社担当 オカダアイヨン株式会社社外取締役
取締役	藤原範和	品質保証部長・資材部担当
取締役	松下年男	国内関連会社担当
取締役	曹銀春	技術部長
取締役	水野誠	生産管理部長・製造部担当
取締役	足立安孝	ジェム上海社取締役社長 日本電子材料株式会社専務取締役 専務執行役員 管理部門統括担当 (コンプライアンス担当) 管理部門統括部長
常勤監査役	萩原一郎	
監査役	浜野信夫	プロジェクト浜野 代表
監査役	西井博生	なぎさ監査法人 代表社員 税理士法人なぎさ総合会計事務所 代表社員 株式会社G-7ホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役足立安孝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は足立安孝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役浜野信夫および西井博生の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は浜野信夫および西井博生の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役西井博生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役および監査役へ支払った報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	208,049千円 (1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,280千円 (3,000千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2015年6月20日開催の第58回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、取締役の報酬限度額のうち社外取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内であります。また別枠で、2019年6月22日開催の第62回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための株式報酬額として年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記支給額に含まれる取締役に対する譲渡制限付株式報酬の当事業年度に係る費用計上額は10,619千円であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役足立安孝氏は日本電子材料株式会社の専務取締役およびジェム上海社の取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役浜野信夫氏はプロジェクト浜野の代表者であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役西井博生氏はなぎさ監査法人および税理士法人なぎさ総合会計事務所の代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役西井博生氏は株式会社G-7ホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役足立安孝氏は、当事業年度開催の取締役会13回の内12回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役浜野信夫氏は、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、主に実業界で長年の経験を蓄積した幅広い知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査役会が定めた方針、業務の分担等に従い、実業界での経験を活かした専門的見地から監査役会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行っております。

監査役西井博生氏は、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査役会が定めた方針、業務の分担等に従い、公認会計士としての専門的見地から監査役会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 21,000千円
- ・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、法令、定款、その他社内諸規程等の遵守ならびに社会倫理の尊重を行い、取締役が率先垂範して使用人への周知徹底を図る。

社内体制としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題の把握と改善に努めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。また使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「公益通報者保護規程」を定める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき文書または電磁的媒体により記録を行うとともに、閲覧が容易な状態で定められた期間、保存および管理を行うものとする。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 製品市場、為替相場、金利や株価等による市場リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク等様々なリスクに対処するため、「経理規程」、「与信管理規程」、「デリバティブ管理規程」、「安全衛生管理規程」、および「危機管理規程」に従い対応を図る。

全社的なリスクを総括的に管理する部門を総務担当部署とし、リスク内容により関連規程で定める部署が、リスク管理体制の確立を図る。

ロ. 監査役および監査部員は、各部門のリスク管理状態を監査し、監査役はその結果を取締役会にて報告するものとする。

ハ. 事業活動上の重大な事態が発生した場合は、社長の指揮下に対策本部を設置し迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務執行が効率的に行われることの基礎体制として、取締役会を月1回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。また執行役員制度を導入しており、執行役員会を月1回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。

ロ. 取締役は、経営戦略遂行のため中期経営計画会議にて、中期経営計画および年次事業計画の策定を行い、月1回その会議の場において進捗状況の確認を行うものとする。また執行役員が同会議に出席し、目標達成のための活動報告を行うものとする。

ハ. 取締役の業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」の責任および権限、また執行の手続きに基づき行うものとする。

⑤ 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 使用人は、法令、定款はもとより社員の行動規範および社内諸規程に則り行動するものとする。またコンプライアンス委員会は、使用人への指導教育を補佐し、法令および定款の遵守、コンプライアンスの実効性の確保に努める。

ロ. 使用人は、法令、定款ならびに社会通念に反する行為等の事実を知った場合、「公益通報者保護規程」に基づき、社内の所定の窓口に通報を行い、不正行為等の早期発見と是正が行われる体制とする。

- ハ. 監査部員は、「内部監査規程」に基づき各部門の業務に関し、法令、定款および社内諸規程の遵守状況ならびに、職務執行の手続き等の内部監査を行い、社長および監査役に対しその結果を報告し、内部監査により判明した各部門の指摘事項等の是正確認を行うものとする。
- ⑥ **当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- イ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とする。また子会社担当の執行役員を配置し、事業計画の遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立等、子会社の統括管理を行うものとする。
- 更に海外子会社においては、担当の取締役が海外子会社の会計監査人と連絡を密にし、企業統括に努める。
- ロ. 国内子会社の代表取締役は、当社の経営会議に出席し、子会社の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ハ. 監査役および監査部員は、当社の内部監査と同様に子会社においても同様の監査を行うものとする。
- ⑦ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役が補助する使用人を必要とした場合、取締役会において監査役と協議の上、監査部員から監査役の補助すべき使用人として任命することができる。
- ⑧ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査役の補助する使用人においては、取締役からの独立性を確保するものとし、その使用人に対する任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。
- ⑨ **当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制**
- イ. 「監査役会規程」、「監査役監査規程」に基づき、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制を整備することとする。
- ロ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の報告状況を把握するため、取締役会、執行役員会および経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員および使用人に対し、説明を求められることができるものとする。
- ハ. 取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項ならびに法令および定款違反、不正行為の事実等を知った場合、監査役に報告するものとする。監査役は、必要に応じて取締役、執行役員および使用人に対し、報告を求められることができるものとする。
- ⑩ **子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**
- イ. 子会社各社の取締役、監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行うものとする。
- ロ. 子会社各社の取締役、監査役および使用人は、法令等の違反行為等、子会社各社若しくは他のグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行うものとする。
- ⑪ **監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社および子会社は、当社監査役へ前項⑨ハおよび⑩の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを禁止し、その旨をグループ各社の取締役、監査役および使用人に周知徹底するものとする。

⑫ **その他の当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、監査部、会計監査人およびグループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

⑬ **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務を処理するものとする。

⑭ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適正な内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価および是正を行う。

⑮ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制に基づいて、適切に内部統制システムが運用されていることを確認しております。なお、当連結会計年度に実施した内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

当社グループは、使用人に対して適宜社員研修・管理職研修等を行い、社員が守るべき行動規範ならびに法務関連の周知徹底を図っております。

取締役の職務執行につきましては、取締役会を毎月1回開催し、法令に定められた事項および経営上の重要案件を審議決定するとともに、取締役の業務執行の適法性確保や効率性向上のため適切に報告、検討しております。なお、取締役会付議の重要議案につきましては社外役員に対して事前説明を行い、必要な判断の実効性を高めております。また、当社の部長職以上と子会社の社長がメンバーとなる経営会議を毎月4回開催し、重要な業務執行について報告・協議を行い、業務執行の適正・効率を確保しております。

監査役は取締役会ほか重要会議への出席や、稟議書の閲覧ほか、各部署のヒアリング・往査等を通じ会社業務の執行状況を監査しております。

(6) **会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

(7) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

利益配分につきましては、株主様および一般投資家様への企業責任の重大性を十分に認識し、業績を勘案して安定配当の確保と継続を基本とするとともに、グループが成長するための有効投資および財務体質の強化に取り組んでまいります。

この方針に基づき、当期の配当につきましては、1株につき年22円の配当とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,820,007	流動負債	4,328,387
現金及び預金	2,495,087	支払手形及び買掛金	1,521,231
受取手形及び売掛金	3,103,032	電子記録債務	454,096
電子記録債権	1,595,485	短期借入金	370,600
商品及び製品	490,298	1年内返済予定の 長期借入金	775,924
仕掛品	730,465	未払費用	395,623
原材料及び貯蔵品	242,481	未払法人税等	58,759
その他	164,156	その他	752,152
貸倒引当金	△1,000	固定負債	2,261,775
固定資産	6,602,130	長期借入金	527,554
有形固定資産	4,957,904	リース債務	409,642
建物及び構築物	2,313,195	繰延税金負債	69,174
機械装置及び運搬具	698,356	退職給付に係る負債	1,206,042
工具、器具及び備品	350,684	負ののれん	15,067
土地	980,749	その他	34,294
リース資産	490,355	負債合計	6,590,163
建設仮勘定	124,562	(純資産の部)	
無形固定資産	98,146	株主資本	8,808,923
ソフトウェア	49,365	資本金	878,679
その他	48,780	資本剰余金	1,832,976
投資その他の資産	1,546,080	利益剰余金	6,176,331
投資有価証券	920,700	自己株式	△79,064
繰延税金資産	451,301	その他の包括利益累計額	23,051
その他	177,377	その他有価証券評価差額金	△41,397
貸倒引当金	△3,300	繰延ヘッジ損益	△13,607
		為替換算調整勘定	102,334
		退職給付に係る調整累計額	△24,278
		純資産合計	8,831,975
資産合計	15,422,138	負債純資産合計	15,422,138

連 結 損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,719,370
売 上 原 価		11,141,684
売 上 総 利 益		2,577,685
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,332,239
営 業 利 益		245,446
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,444	
受 取 配 当 金	19,205	
為 替 差 益	9,685	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,376	
負 の の れ ん 償 却 額	2,152	
不 動 産 賃 貸 料	8,241	
売 電 収 入	7,136	
そ の 他	20,653	79,897
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,919	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	23,346	
不 動 産 賃 貸 費 用	4,950	
売 電 費 用	4,384	
そ の 他	1,919	42,520
経 常 利 益		282,822
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	5,470	
固 定 資 産 除 却 損	4,499	9,970
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		272,851
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	95,681	
法 人 税 等 調 整 額	4,233	99,915
当 期 純 利 益		172,936
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		172,936

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	871,600	1,825,897	6,101,745	△79,064	8,720,178
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	7,079	7,079			14,159
剰 余 金 の 配 当			△98,351		△98,351
親会社株主に帰属する当期純利益			172,936		172,936
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	7,079	7,079	74,585	—	88,744
当 期 末 残 高	878,679	1,832,976	6,176,331	△79,064	8,808,923

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	52,327	24,991	151,023	△20,332	208,010	8,928,189
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						14,159
剰 余 金 の 配 当						△98,351
親会社株主に帰属する当期純利益						172,936
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△93,725	△38,598	△48,688	△3,946	△184,959	△184,959
当 期 変 動 額 合 計	△93,725	△38,598	△48,688	△3,946	△184,959	△96,214
当 期 末 残 高	△41,397	△13,607	102,334	△24,278	23,051	8,831,975

[連結注記表]

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	岡山三相電機株式会社 サンソー精工株式会社 新宮三相電機株式会社 株式会社岩谷電機製作所 上海三相電機有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社および関連会社はありませんので、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海三相電機有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券
時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～47年

機械装置及び運搬具 2年～9年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 ヘッジ手段
 為替予約
 ヘッジ対象
 外貨建金銭債務
- ③ ヘッジ方針
 社内規程に基づき、為替相場変動リスクを低減する目的でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ② 負ののれんの償却方法および償却期間
 2010年3月31日までに発生した負ののれんについては20年間の定額法により償却を行っております。
- ③ 消費税等の会計処理
 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

11,846,207千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,571,600株	18,200株	一株	4,589,800株

(注) 発行済株式の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日 取締役会	普通 株式	98,351	利益 剰余金	22.0	2019年3月31日	2019年6月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通 株式	98,751	利益 剰余金	22.0	2020年3月31日	2020年6月4日

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金ならびに債券等に限定し、また、資金調達については資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、全ての取引先に対して与信限度額を設定し期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式ならびに債券等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、資金運用管理規程に従い、業務上の関係を有する業務上の株式を除いて、保有状況を継続的に見直し、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、当社において、連結子会社も含め各社毎の資金繰計画を適時作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,495,087	2,495,087	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,103,032	3,103,032	—
(3) 電子記録債権	1,595,485	1,595,485	—
(4) 投資有価証券	918,566	918,566	—
(5) 支払手形及び買掛金	1,521,231	1,521,231	—
(6) 電子記録債務	454,096	454,096	—
(7) 短期借入金	370,600	370,600	—
(8) 長期借入金	1,303,478	1,303,055	△422
(9) デリバティブ取引	(19,607)	(19,607)	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額2,134千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。
3. 「(8) 長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で表示しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,967円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円58銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,173,300	流動負債	3,584,741
現金及び預金	1,831,577	支払手形	176,194
受取手形	490,156	電子記録債務	455,721
電子記録債権	1,569,875	買掛金	1,410,244
売掛金	2,185,762	1年内返済予定の 長期借入金	775,924
商品及び製品	269,637	未払金	198,762
仕掛品	267,049	未払費用	289,528
原材料及び貯蔵品	70,846	未払法人税等	58,200
その他	489,394	預り金	28,801
貸倒引当金	△1,000	その他	191,364
固定資産	6,083,514	固定負債	1,910,593
有形固定資産	3,533,441	長期借入金	527,554
建物	1,658,466	リース債務	198,406
構築物	169,105	退職給付引当金	1,150,338
機械及び装置	407,509	その他	34,294
車両運搬具	3,132	負債合計	5,495,335
工具、器具及び備品	192,591	(純資産の部)	
土地	778,858	株主資本	7,808,011
リース資産	223,804	資本金	878,679
建設仮勘定	99,973	資本剰余金	1,831,269
無形固定資産	38,416	資本準備金	1,831,269
ソフトウェア	33,264	利益剰余金	5,176,987
その他	5,151	利益準備金	79,200
投資その他の資産	2,511,656	その他利益剰余金	5,097,787
投資有価証券	632,953	別途積立金	2,080,000
関係会社株式	86,602	繰越利益剰余金	3,017,787
出資金	210	自己株式	△78,925
関係会社出資金	614,067	評価・換算差額等	△46,531
関係会社長期貸付金	647,233	その他有価証券評価差額金	△32,924
繰延税金資産	464,816	繰延ヘッジ損益	△13,607
リース投資資産	19,417	純資産合計	7,761,479
その他	169,655		
貸倒引当金	△123,300		
資産合計	13,256,814	負債純資産合計	13,256,814

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,933,065
売 上 原 価		9,653,921
売 上 総 利 益		2,279,143
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,937,411
営 業 利 益		341,732
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,680	
受 取 配 当 金	50,733	
為 替 差 益	4,564	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,358	
不 動 産 賃 貸 料	6,225	
売 電 収 入	7,136	
そ の 他	15,904	92,604
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,377	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	22,527	
不 動 産 賃 貸 費 用	4,356	
売 電 費 用	4,984	
そ の 他	1,584	36,830
経 常 利 益		397,505
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	465	465
税 引 前 当 期 純 利 益		397,040
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	81,979	
法 人 税 等 調 整 額	△2,000	79,979
当 期 純 利 益		317,060

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式		
		資 本 準 備 金	資本剰余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	871,600	1,824,190	1,824,190	79,200	2,080,000	2,799,077	4,958,277	△78,925	7,575,142
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	7,079	7,079	7,079						14,159
剰余金の配当						△98,351	△98,351		△98,351
当 期 純 利 益						317,060	317,060		317,060
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	7,079	7,079	7,079	—	—	218,709	218,709	—	232,869
当 期 末 残 高	878,679	1,831,269	1,831,269	79,200	2,080,000	3,017,787	5,176,987	△78,925	7,808,011

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	34,227	24,991	59,218	7,634,361
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				14,159
剰余金の配当				△98,351
当 期 純 利 益				317,060
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△67,151	△38,598	△105,750	△105,750
当期変動額合計	△67,151	△38,598	△105,750	127,118
当 期 末 残 高	△32,924	△13,607	△46,531	7,761,479

[個別注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。
時価のないもの 移動平均法による原価法
- (3) たな卸資産
商品及び製品・仕掛品 総平均法による原価法
原材料 移動平均法による原価法
貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 6～47年
機械及び装置 2～9年
- (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建金銭債務
- (3) ヘッジ方針 社内規程に基づき、為替相場変動リスクを低減する目的でヘッジを行っております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,265,022千円
- (2) 偶発債務
関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。
上海三相電機有限公司 370,600千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 515,193千円
- ② 長期金銭債権 666,650千円
- ③ 短期金銭債務 635,314千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- ① 売上高 458,485千円
- ② 仕入高 3,944,453千円
- ③ 営業取引以外の取引高 382,732千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	101,087株	一株	一株	101,087株

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	新宮三相電機株式会社	直接 100%	当社製品の部品製造	部品の有償支給	995,506	未収入金	244,205
				資金の回収	30,000	関係会社 長期貸付金	267,233
				利息の受取	1,890	流動資産 その他	158
子会社	株式会社岩谷電機製作所	直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	資金の回収	6,000	関係会社 長期貸付金	380,000
				利息の受取	768	流動資産 その他	64
子会社	上海三相電機有限公司	直接 100%	当社製品・部品の製造 役員の兼任	債務保証	370,600	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

(1) 資金の貸付については、当社の調達金利を勘案して利率を決定しております。

(2) 営業取引については、製造原価を勘案して協議のうえ、決定しております。

3. 上記の他、子会社への債権に対して貸倒引当金120,000千円を計上しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	38,035千円
未払事業税	6,885千円
未払費用	72,675千円
退職給付引当金	352,003千円
減価償却超過額	916千円
その他有価証券評価差額金	14,517千円
その他	34,783千円

繰延税金資産小計 519,816千円

評価性引当額 54,999千円

繰延税金資産合計 464,816千円

繰延税金資産の純額 464,816千円

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 1,729円11銭

(2) 1株当たり当期純利益 70円72銭

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

三相電機株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 新 田 泰 生 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 平 塚 博 路 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三相電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三相電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

三相電機株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 新 田 泰 生 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 平 塚 博 路 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三相電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

三相電機株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	萩 原 一 郎	㊟
監査役(社外監査役)	浜 野 信 夫	㊟
監査役(社外監査役)	西 井 博 生	㊟

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

三相電機株式会社

代表取締役社長 黒田 直樹

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
くろだ なおき 黒田 直樹 (1959年2月1日生)	1989年3月 当社入社 1998年10月 当社品質管理部長 2001年6月 当社取締役品質保証部・品質管理部 担当 2004年7月 当社取締役経営企画部・情報システ ム部担当 2006年5月 当社常務取締役 2006年5月 上海三相電機有限公司董事長 (現在に至る) 2006年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	108,008株
こばやし ひでつぐ 小林 秀嗣 (1954年5月8日生)	1977年4月 当社入社 1996年2月 当社技術本部研究部長 2000年6月 当社取締役研究開発部担当 2005年7月 当社取締役品質保証部・汎用ポンプ 営業部・東京第一営業部・東京第二 営業部担当 2008年4月 当社取締役営業部長 2009年4月 当社取締役研究開発部・営業部担当 2011年6月 当社常務取締役技術部・営業部担当 2016年6月 当社専務取締役技術部・営業部・生 産管理部担当 2017年6月 当社専務取締役営業部・生産管理 部・製造部担当 (現在に至る)	9,100株
おかもと とみお 岡本 富男 (1957年1月18日生)	1991年7月 当社入社 2002年11月 当社経理部長 2005年6月 当社取締役総務人事部担当・経理部 長 2006年6月 当社取締役経営企画部・情報システ ム部・総務人事部担当・経理部長 2013年6月 当社取締役統括管理部長・国内関連 会社担当 2015年6月 オカダアイオン株式会社社外取締役 (現在に至る) 2016年6月 当社常務取締役統括管理部・国内関 連会社担当 2017年6月 当社常務取締役統括管理部・海外関 連会社担当 (現在に至る)	6,800株

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
ふじわら のりかず 藤原 範和 (1961年1月14日生)	1983年4月 当社入社 2005年2月 当社研究開発部長 2013年1月 当社品質保証部副部長 2013年6月 当社執行役員品質保証部長 2015年6月 当社取締役資材部長・品質保証部担当 2017年12月 当社取締役品質保証部長・資材部担当（現在に至る）	4,000株
まつした としお 松下 年男 (1964年2月1日生)	1987年4月 当社入社 2009年4月 当社営業部長 2013年4月 当社製造部長 2013年6月 当社執行役員製造部長 2016年6月 当社取締役製造部長 2017年6月 当社取締役国内関連会社担当（現在に至る）	2,300株
そう ぎんしゅん 曹 銀春 (1970年1月25日生)	2001年7月 当社入社 2006年11月 当社研究開発部長 2009年10月 当社技術部長 2016年6月 当社執行役員技術部長 2017年6月 当社取締役技術部長（現在に至る）	1,500株
みずの まこと 水野 誠 (1972年6月11日生)	1991年11月 当社入社 2012年8月 当社資材部長 2016年2月 当社生産管理部長 2017年6月 当社執行役員生産管理部長・製造部担当 2018年6月 当社取締役生産管理部長・製造部担当（現在に至る）	2,600株
あだち やすたか 足立 安孝 (1951年9月17日生)	1998年1月 日本電子材料株式会社入社 2004年7月 同社経理シニアマネージャー 2008年4月 同社管理部門副統括部長 2009年1月 ジェム上海社取締役社長（現在に至る） 2009年6月 日本電子材料株式会社取締役管理部門統括部長 2015年6月 当社取締役（現在に至る） 2017年6月 日本電子材料株式会社常務取締役常務執行役員 管理部門統括担当（コンプライアンス担当） 管理部門統括部長 2019年6月 同社専務取締役専務執行役員 管理部門統括担当（コンプライアンス担当） 管理部門統括部長（現在に至る）	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者足立安孝氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 足立安孝氏を社外取締役候補者とする理由
 足立安孝氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 4. 足立安孝氏は、当社の社外取締役に就任後5年が経過しております。
 5. 当社は足立安孝氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。足立安孝氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は足立安孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
ありたひさのり 有田尚徳 (1942年2月15日生)	1965年4月 株式会社神戸銀行(現・株式会社三井住友銀行) 入行 1975年3月 弁護士登録 (現在に至る)	0株

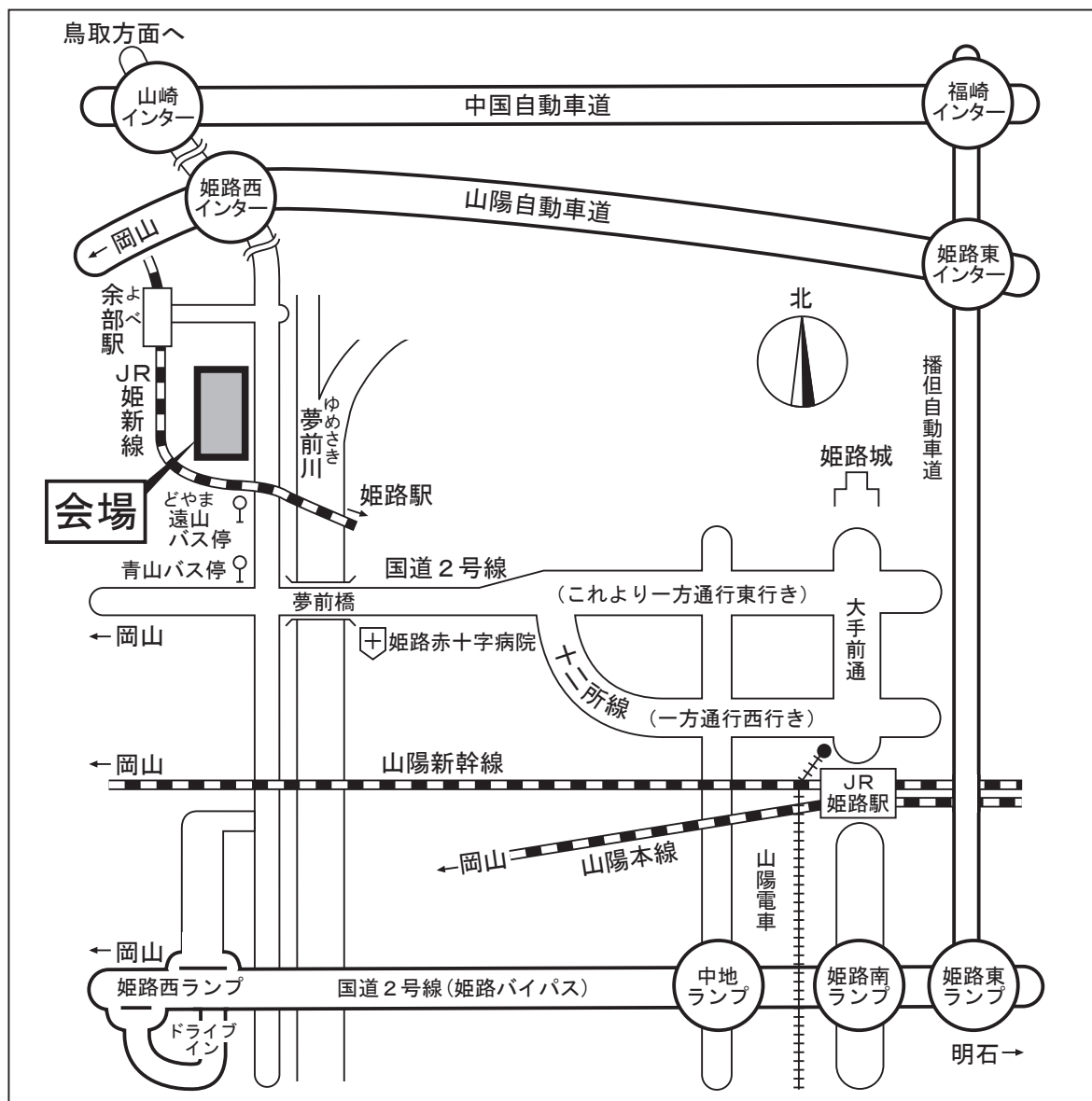
- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者有田尚徳氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 有田尚徳氏を補欠の社外監査役候補者とする理由(社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断する理由を含む。)
 有田尚徳氏は、長年の弁護士として培われた法律知識を、監査役に就任された場合に当社監査体制の強化に活かしていただけると判断したものであります。
 4. 有田尚徳氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

株主総会会場ご案内略図



会 場：兵庫県姫路市青山北一丁目1番1号
 三相電機株式会社 講堂
 電 話 (079) 266-1200

交通機関

J R：姫新線<余部駅>

下車徒歩 約6分

バス：神姫バス<遠山バス停>

下車徒歩 約3分

新型コロナウイルス感染予防に関するお願い

- ・マスクの着用など、ご自身および周囲への感染予防のご配慮を徹底していただくようお願い申し上げます。なお、役員および係員のマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。
- ・感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- ・今年度は総会会場でお配りしておりました記念品の配布は取りやめさせていただきます。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様のご出席については特に慎重なご判断をお願い申し上げます。